

凡例

問合わせ申込先

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

防災特集



9月1日は「防災の日」です。首都直下地震に対する各家庭での防災の備えが大切です。日頃から防災に関心を持ち、年に2回は家族で防災会議を開き、わが家の防災対策を再確認しておきましょう。

自助の取り組み

自分や家族の命を守る備え

地震発生時の安全対策として自分や家族の命を守るため、家具や電気製品の転倒防止、ガラスの飛散防止などに取り組みましょう。(別図1参照)

暮らしを維持する備え

災害発生時には、物資の流通も滞り、生活必需品の入手が困難になることが予想されます。各ご家庭の状況に応じ、最低3日分の生活必需品を用意することが大切です。

食料と飲料水の備蓄には「ローリングストック法」が有効です。ローリングストック法とは、日頃使う食料を多めに用意し、消費期限の近い物から消費し、使用した分を補充する方法です。

また、災害が起こると、断水や下水管の損傷によりトイレの使用に支障が生じることがあります。水を使用せずに、防臭、抗菌効果に優れた、衛生的に処理ができる簡易トイレを用意しておきましょう。災害時にご自宅に簡易トイレがない場合には、ダンボール箱やごみ箱に、ポリ袋を入れ、中に新聞紙(水分を吸収させるため)を詰めることで、簡易トイレの代わりとして利用

することもできます。

共助の取り組み

防災拠点・副拠点を知っていますか

防災拠点(避難所)とは、震災時、自宅が倒壊や火災などにより、自宅での生活が困難になった場合、一時的に生活する場所です。お住まいの地域ごとに小中学校や公共施設に設置します。(別図2参照)

防災拠点運営委員会の活動

防災拠点は、町会・自治会、防災区民組織などの地域の皆さんが中心となって運営しています。

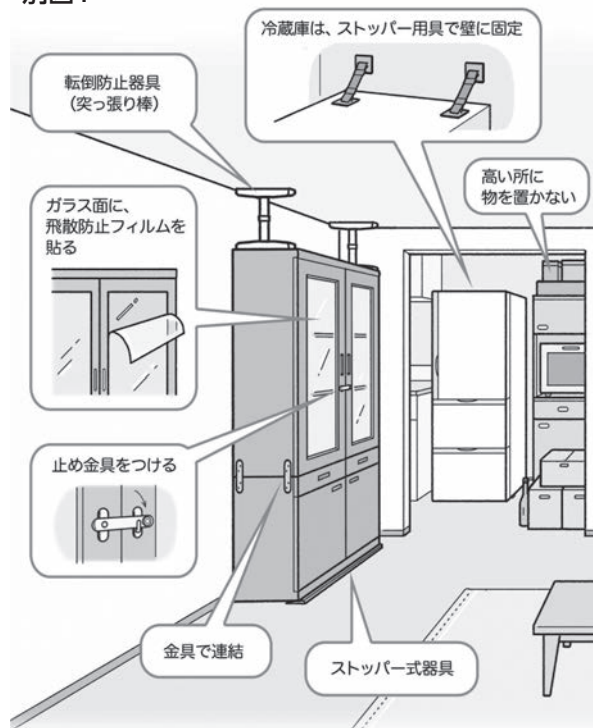
大規模な災害が発生した場合には、防災拠点運営委員会のメンバーが中心となり、防災拠点を開設し、水や食料の供給、災害情報の提供などの活動を行います。そのため、災害時の活動マニュアルを策定しています。

防災区民組織の活動

災害時に一人一人の力では困難でも、地域の人が協力することにより、被害の拡大を防ぐことができます。

区内には町会・自治会を単位に防災区民組織が結成され、災害に備え日頃からさまざまな活動をしています。

別図1



●副拠点

施設名	所在地	対象避難所
新川区民館	新川 1-26-1	明正小学校
日本橋公会堂集会室	日本橋蛸殻町 1-31-1	有馬小学校
月島児童館・月島社会教育会館	月島 4-1-1	月島第一小学校
勝どき児童館	勝どき 1-8-1	月島第二小学校
勝どき区民館・いきいき勝どき(勝どき敬老館)	勝どき 1-5-1	
ほっとプラザはるみ	晴海 5-2-3	月島第三小学校、晴海中学校

★京橋地域

防災拠点	所在地
城東小学校	八重洲 2-2-2
京橋プラザ	銀座 1-25-3
泰明小学校	銀座 5-1-13
銀座中学校	銀座 8-19-15
中央小学校	湊 1-4-1
京華スクエア	八丁堀 3-17-9
明石小学校	明石町 1-15
京橋築地小学校	築地 2-13-1
明正小学校	新川 2-13-4

★日本橋地域

防災拠点	所在地
常盤小学校	日本橋本石町 4-4-26
日本橋小学校	日本橋人形町 1-1-17
十思スクエア	日本橋小伝馬町 5-1
有馬小学校	日本橋蛸殻町 2-10-23
久松小学校	日本橋久松町 7-2
日本橋中学校	東日本橋 1-10-1
阪本小学校	日本橋兜町 15-18

★月島地域

防災拠点	所在地
佃島小学校	佃 2-3-1
佃中学校	佃 2-3-2
月島第一小学校	月島 4-15-1
月島第二小学校	勝どき 1-12-2
月島第三小学校	晴海 1-4-1
晴海中学校	晴海 1-5-3
豊海小学校	勝どき 6-6-2

別図2



防災区民組織の活動例

平常時の活動

- ◆災害に備えた防災訓練の主導
- ◆高齢の方や障害のある方がいる家庭の把握と支援
- ◆救出・救助用品などの準備と点検
- ◆災害時の避難方法などの周知



災害時の活動

- ◆火災が発生した時の初期活動
- ◆救出・救護活動
- ◆負傷者や急病人の搬送
- ◆情報収集と地域への伝達
- ◆避難所への誘導



防災拠点運営委員会の活動例

平常時の活動

- ◆避難所開設・運営などの防災訓練の実施
- ◆災害時の活動計画の作成
- ◆防災区民組織、町会・自治会などの防災に関する情報交換と交流の推進
- ◆事業所との災害時の協力体制づくり



災害時の活動

- ◆避難所の開設・運営
- ◆区・警察・消防との連絡、地域情報の取りまとめ
- ◆活動状況・必要人数の把握、ボランティアの受け入れ、割り振り
- ◆必要な食料・物資の把握、要請、分配、管理
- ◆要配慮者などの受け入れ、把握、生活支援
- ◆避難所名簿の作成、避難生活のルールづくり



防災対策優良マンション認定制度

区では、マンションの防災力の向上と、地域とのつながりを一層高めるため平成26年度より、「中央区防災対策優良マンション認定制度」を開始しました。この制度は、4つの認定要件を満たしているマンションを防災対策優良マンションと認定し、防災訓練経費の助成(年額上限5万円)や防災資器材(30万円相当)を支給します。

防災対策に積極的に取り組むマンションの申請を待ちめています。

認定要件

- ・防災組織を設置している。
・防災マニュアルを作成している。
・防災訓練を年1回以上実施している。
・地域との連携が図られている。

◎認定要件を満たしていないマンションには、防災マニュアルの作成や防災訓練の指導・助言などの支援を行う防災アドバイザーを派遣します。ぜひご利用ください。

防災課普及係

☎(3546)5510

指定緊急避難場所

災害が発生または発生するおそれがある場合に、その危険から逃げるための避難場所として、洪水や津波など災害の種類ごとに施設や場所を指定しています。

災害の種類

- ①地震
防災拠点(避難所)の23カ所、ほっとプラザはるみ

- ②大規模な火事
広域避難場所(4カ所)

- ③洪水・浸水

防災拠点(避難所)の23カ所、中央区役所、日本橋区民センター、月島区民センター、ほっとプラザはるみ

- ④津波

佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校、佃中学校、月島区民センター

- ⑤高潮

月島第三小学校、豊海小学校、晴海中学校、ほっとプラザはるみ

◎③、④は被害想定に基づき、⑤については防潮堤、水門、陸こうの外側にある地域を対象に指定しています。詳細については、地域防災計画概要版をご覧ください。

防災課防災係

☎(3546)5288

あなたの建物は安全ですか?

建築物防災週間

8月30日(日)～9月5日(土)

安心して住めるまちなちにするには、建物を地震や火災に対して強くする必要があります。そのためには、日頃から建物の維持管理を適切に行うことが大切です。雑居ビルの火災や外壁・看板の落下の事例では、日頃の維持管理が適切に行われていなかったことが事故の一因とみられるものがありました。

防災意識の向上を図るため、全国的に「建築物防災週間」が年2回(9月、3月)設けられています。建物所有者・管理者の皆さんは、これを機に維持管理の見直しや建物の点検をお願いいたします。

また、区ではいくつかの建物を対象に防災調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

図建築課調査係

☎(3546)5455

中央区地域防災計画を修正しました

平成25年6月の災害対策基本法の改正や、平成26年7月の東京都地域防災計画の修正など、国や都の動きに対応し、また前回(平成25年2月)修正時以降の本区防災対策の進捗状況を反映するため、中央区地域防災計画を修正しました。
地域防災計画とは
区民の生命、身体および財産を災害から守るため、災害発生時の対応や復旧・復興の方法などについて、あらかじめ定めておくものです。
平成27年修正の主なポイント
・避難行動要支援者名簿の作成および取り扱いの明示
・屋内退避による安全確保の充実
・避難指示などの判断基準の明示
・指定緊急避難場所および指定避難所の指定
・避難者に係わる安否情報の提供
・地区防災計画制度の創設
・高層住宅の防災対策の充実
・動物救護対策の充実
・し尿処理対策の充実
概要版(災害に強いまち中央区)
計画を分かりやすく説明した概要版を発行します。

区のホームページで

閲覧いただけるほか、9月初旬ごろには区役所1階危機管理センター、日本橋・月島区民センターで配布する予定です。なお、本編、資料編については区のホームページで公開するほか、区役所1階危機管理センター、情報公開コーナーで閲覧できます。

図危機管理課危機管理係

☎(3546)5087

防災ブック

「東京防災」配布

東京都は、防災に対する備えなどをまとめた防災ブックを9月1日(火)より、都内の各家庭に順次配布します。
コールセンター
☎0570(02)8031
受付は8月24日(月)～12月25日(金)の午前10時～午後7時(土・日曜日、祝日は除く)

防災ブックの内容に沿った「東京防災セミナー」の実施

9月6日～10月14日の日、水曜日

時間

午後7時～8時

◎日曜日・祝日の場合は、午前11時～正午に実施します。

場所

京橋・日本橋・臨港の各消防署および消防出張所

図各消防署防災安全係(連絡先は1頁下段を参照)

高齢の方・障害のある方を対象とした

家具類転倒防止器具の取り付け

対象

- ①区内在住で、次の①～⑥のいずれかに該当する方
・高齢の方
②65歳以上の寝たきりの方が属する世帯
③65歳以上の1人暮らしの方
④65歳以上の方を含む60歳以上の方だけで構成される世帯
⑤障害のある方(右記高齢の方の対象とならない方)

中央区消費生活センターでは、都と連携して特別相談「多重債務110番」を実施します。区役所1階の消費生活センターに直接お越しになるか、消費生活相談専用電話におかけください。

多重債務110番

9月7日(月)、8日(火)
午前9時～午後4時

対象
区内在住・在勤・在学者
消費生活相談専用電話
☎(3543)0084
☎(3546)5332

ご心配なさらずお気軽にご相談ください。より良い解決方法を考えましょう。

図中央区消費生活センター

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

9月7日(月)～13日(日)

虐待やいやがらせ、差別などでお困りの方や高齢の方や障害のある方、あなたの周りですういったことを見聞きしたという方、どんなことでも電話で相談に応じます。

日時
月・金曜日
午前8時30分～午後7時

・土・日曜日
午前10時～午後5時
電話相談担当者
人権擁護委員および東京法務局職員
あんしん相談
☎0570(003)110
☎(5213)1234

図東京法務局人権擁護部
☎(3546)5268

きません。

◎器具のみの助成、ご自身で購入された器具の取り付けは、このサービスの対象外です。

内容

区が委託した専門業者がご自宅に伺い、申請者が取り付けを希望する家具および取り付け可能な電化製品(楽器類を除く)に最適な器具を選定し、器具の購入・設置を行います。

費用

器具代(4個まで)、事前調査費および取付費の1割を負担
◎住民税非課税世帯の方、障害者で対象となる方(④、⑥)は、無料です。
◎補助は器具4個まで、5個目以上は器具代を全額自己負担で取り付けることができます。

申込方法

・高齢の方(①、③に該当)
区役所4階高齢者福祉課、おとしより相談センターで申請書に記入して申込む。
・障害のある方(④、⑥に該当)
区役所4階障害者福祉課で申請書に記入して申込む。

◎郵送による申込みも受け付けています。詳しくはお問合せください。

図・高齢の方

高齢者福祉課高齢者サービス係
☎(3546)5355

・障害のある方
障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5268